

一般に戦没者等の父母の養子となった者と婚姻した場合には属する家は変わらないと思われます。この場合は非改氏婚です。

戦没者等の祖父母の養子となった者との婚姻の場合は、注意が必要です。戦没者等の父が例えば次男等の場合、祖父母のもとから分家して「新しい家」を構えている場合があります。この場合に祖父母の家（いわゆる「本家」）に養子に入った者と婚姻すると、属する家が変わるため改氏婚をしたということになります。

なお、戦没者等の父が次男等の場合でも、その父が分家しておらず、祖父母と「同じ家」に属していた場合は非改氏婚ということになります。

③ ②と同様の者と、新民法下において相手の氏を称する婚姻をした場合の例

新民法下では相手の氏を称するのであれば改氏婚、自分の氏を称するのであれば非改氏婚ですから、この場合は改氏婚になります。

★ 戦没者等の配偶者の改氏婚の判定については、要件等が一部異なるため、P33、34の「配偶者の特例」も必ず参照してください。

★ 改氏婚と非改氏婚の判定を行うに当たり、現在の戸籍の記載を鵜呑みにすると、「改氏婚」をしているにもかかわらず、例えば「婚姻前と婚姻後の氏が偶然同一であった場合で、その後転籍を行ったために戸籍の一部が省略された場合」等には「非改氏婚」と間違えることがあります。必ず婚姻当時の戸籍を確認してください。

④ 戦没者等の死亡後、実家に復籍した妻が妻の氏を称する婚姻をした場合の例

戦没者等の死亡後、実家に復籍した妻（復氏後の非改氏婚）については、戦没者等と同じ氏を称していない点に注意が必要です。弔慰金の受給権については P20、特別弔慰金の受給権については P29 の「転給事由」を参照してください。

問 23 外国籍の者との婚姻

外国籍の者と婚姻した場合、改氏婚、非改氏婚の判断はどうしたら良いでしょうか。

答

日本人は、婚姻により外国人配偶者の氏を称することはないため、日本人の氏は婚姻の前後を通じて同一です。

従って、設問の場合、改氏婚はあり得ず、すべて非改氏婚となります。なお、特別弔慰金を支給するためには、基準日に日本国籍を有している必要があります。

また、外国籍の者と婚姻をした者は、婚姻後相手の氏に変更することができますが、これはいわば「改姓」とでもいふべきものであって、これをもって氏を改める婚姻をしたことにはなりません。

問 24 改氏婚の当時の氏

婚姻前の氏が戦没者等と異なる場合はどう判断するのでしょうか。

例えば、戦没者等の弟について、戦没者等の死亡後、母が改氏婚をしたことにより、弟も氏が変わった場合、弟は戦没者等とは氏が異なることとなりますが、弟がその後婚姻をした場合はどうなるのでしょうか。

答

改氏婚か否かの判断を行うに当たり、婚姻前の氏が戦没者等と同一でなくてはならないという要件はありません。設問の場合は戦没者等の弟が婚姻に際して相手の氏を称するのであれば改氏婚、自分の氏を称するのであれば非改氏婚ということになります。

問 25 結果的に戦没者等の氏と一致した場合の取扱い

戦没者等の死亡後に改氏婚をした戦没者等の妹がいますが、その後その夫（遺族以外の者）が戦没者等の母と養子縁組をしたため、結果的に妹の氏が戦没者等の氏と一致しました。この場合、どう取り扱ったらよいのでしょうか。

答

改氏婚、事実婚をした戦没者の兄弟姉妹は、

- その婚姻解消、あるいは取消をしていないとき
- 婚姻の解消、あるいは取消をしたが、その後戦没者等が死亡した当時自身が称していた氏に復していないとき

のいずれかに該当するときに、第6順位の条件を満たさなくなり、第10順位に順位が繰り下がります。

この妹はそもそも婚姻の解消又は取消をしていません。婚姻の解消又は取消を行った者に対して復氏したかどうかの判定を行うので、本件は「復氏」の問題ではないこととなります。

結論を言えば、改氏婚を解消又は取消をしていないので、順位が繰り下がる、ということになります。

問 26 実親、継親の順位

実親と継親では、どちらが順位が先でしょうか。

答

これらの者の間では、戦没者等と生計関係を有していた者が先順位となります。実親と継親というだけでは順位の後先はありません。

ただ、戦没者等の死亡当時その戦没者等を実親と継親とがあったとすれば、その戦没者等は継親と生計関係を有していたというのが一般的と思われます。

従って、継親からの請求の場合は特に疑義がない限りそのまま裁定して差し支えありませんが、実親からの請求の場合は継親の申立書等の生計関係があったことを証する資料を提出させてどちらの者と生計関係があったのかを確認する必要があります。

★ 戦没者等と生計関係がある実親、継親は原則として年金給付を受ける権利を有しているはずですので、特別弔慰金の受給権が問題になるのは、これらの者がいずれも戦没者等の死亡後に改氏婚をしていること等のために、一人も年金受給者がいないという場合に限られます。

問 27 入夫婚姻による妻の父母、事実上の父母

入夫婚姻による妻の父母、事実上の父母が弔慰金受給権者ではない場合、転給遺族である父母の範囲に含まれるのでしょうか。

答

入夫婚姻は、旧民法において戦没者が妻の戸籍に夫として入ったもので、夫と妻の父母の間には法律上の親子関係は生じません（P43 参照）。事実上の父母とは、戸籍上は死亡者と親子関係にはありませんが、援護法独自の考え方により実態上の親子として同視すべき状況と判断されたものです。

入夫婚姻による妻の父母及び事実上の父母は、援護法による遺族年金、遺族給与金、弔慰金の支給においては特に父母とみなされていますが、元々は「父母」ではありません。従って、特別弔慰金の転給遺族とはなりませんので、注意が必要です。

なお、弔慰金受給権を取得した場合には、「弔慰金受給権者」として特別弔慰金の対象者となります。

4 三親等内親族

三親等内親族とは、

- 本人の血族
- 血族の配偶者
- 姻族

で、三親等内のものを指しています。(P17 参照)

★ 血族の配偶者は姻族ですので、親族となりますが、姻族の配偶者は姻族とはなりませんので、親族とはなりません。例えば、戦没者等の兄（血族）の配偶者は親族になりますが、戦没者等の妻方の兄（姻族）の配偶者は、姻族の配偶者になり、戦没者等から見て親族とはなりません。

※ 特別弔慰金の受給権を考える場合、配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹については別に規定がありますので、この三親等内親族には含めません。

(1) 三親等内親族の受給要件・順位

三親等内親族は、戦没者等の死亡の当時まで、引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたことが要件となります。

三親等内親族の間では、次の順位による先順位者が特別弔慰金の対象となります。

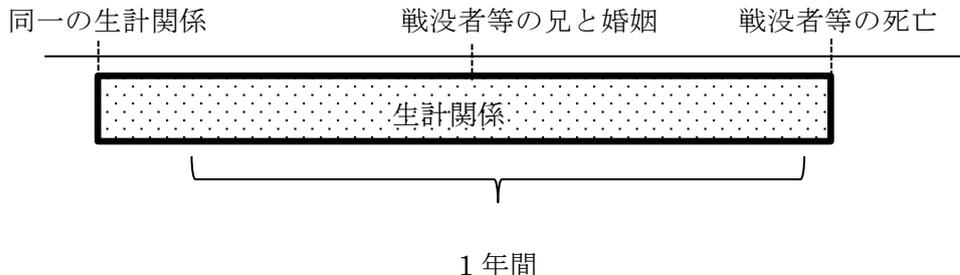
- ① 戦没者等の葬祭を行った者
- ② その他の者

(2) 1年以上の生計関係

三親等内親族は、戦没者等の死亡の日まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたことが要件となっています。

なお、戦没者等との戸籍上の親族関係は、戦没者等の死亡時点で生じていればよく、戦没者等の死亡の1年前から親族関係が生じている必要はありません。

戦没者等の兄の妻が転給遺族の対象になる場合



(3) 葬祭を行った者

葬祭を行った者とは、いわゆる「喪主」及びその配偶者を指します。

この判定は、香典帳、通信文、弔辞等の資料の提出を求めて行います。これらの資料が得られない場合には、現況申立書、請求者と戦没者等との身分関係、戦没者等の他の家族の状況、地方の慣習等を勘案して、社会通念上葬祭を行ったであろう者からの請求であれば、葬祭を行った者として差し支えありません。これらの諸点から見て疑義がある場合には、更に他の親族の申立書等の資料提出を求めて判断することになります。

問 28 三親等内親族で生計関係があるケース

三親等内親族が戦没者等と生計関係を有しているとは、具体的にはどんなケースが考えられるのでしょうか。

答

例えば、戦没者等の兄が戸主となっている「家」に戦没者等とともに属し、同居していた戦没者等の兄弟の配偶者や、兄夫婦の子である戦没者等の甥や姪が考えられます。

問 29 三親等内親族の配偶者の受給権

戦没者等の兄の配偶者は、内縁でもよいのでしょうか。

答

血族の配偶者は親族となりますが、その受給権を考える場合には次の2点に注意する必要があります。

- ① 親族となるのは、戸籍上の親族に限られるという点です。兄の配偶者が戦没者等の死亡当時事実上の婚姻関係にあった者であったとすれば、戦没者等の親族とはなりませんので特別弔慰金の対象者にはなりません。
- ② 特別弔慰金の対象者となるには、戦没者等の死亡当時まで、戦没者等との生計関係が1年以上要求されるという点です。

第3章 特別弔慰金の請求

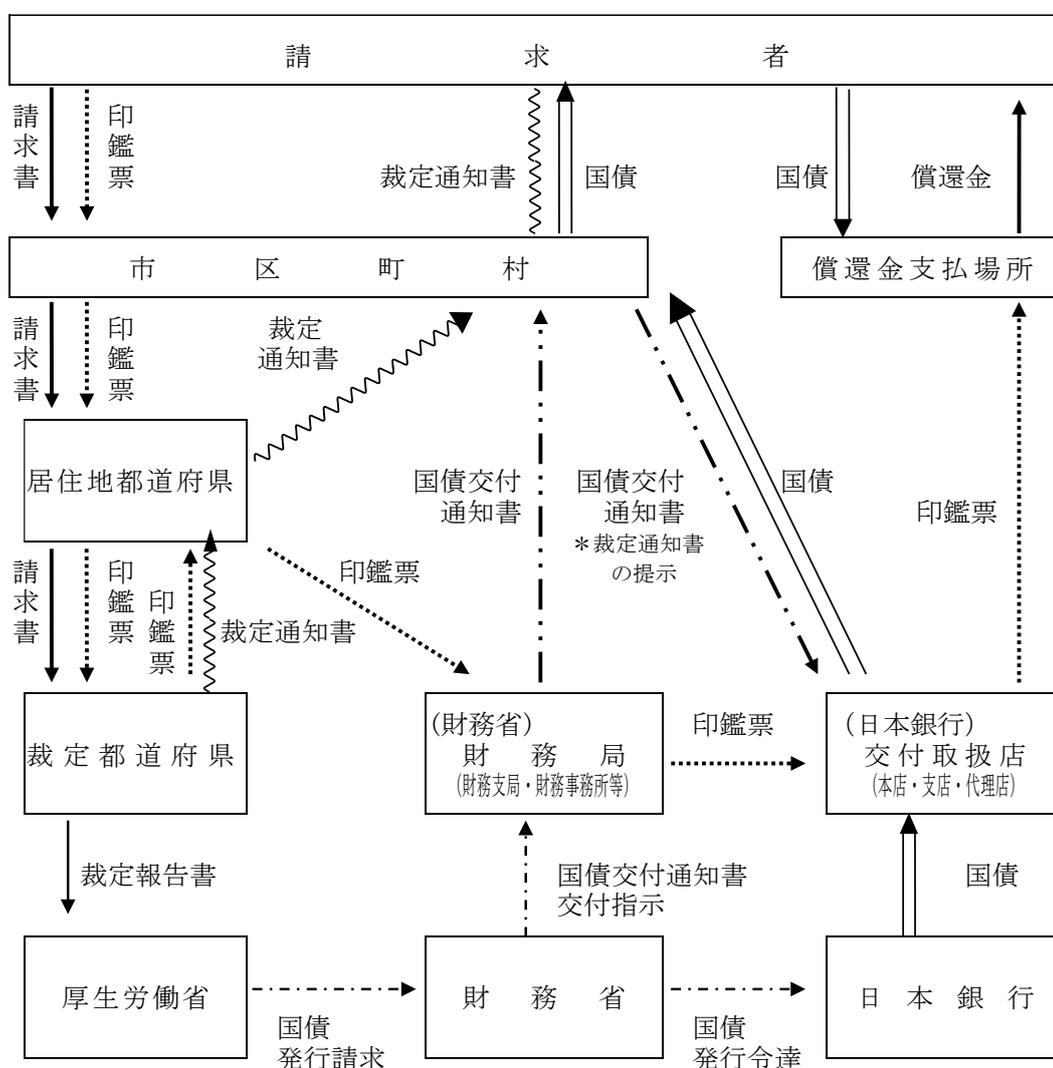
第1 請求・裁定事務手続の概要

請求書類は、市区町村で受付を行った後、居住地都道府県を通じ、裁定都道府県に進達されます。

裁定都道府県とは、戦没者等が除籍された当時の本籍地都道府県（戦没者等が被徴用者、総動員業務協力者、国民義勇隊の隊員であった者については、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配属されていた工場、事業所等の所在地の都道府県）です。

(P98 参照)

1 特別弔慰金の請求・裁定等の事務手続（概要図）



※ 本図において、「印鑑等届出書」は「印鑑票」と記載しています。

第2 請求書の受付

特別弔慰金請求書の受付機関は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号）（以下「特弔法施行規則」といいます。）により、「請求者の居住地の市区町村長」と定められています。

居住地の市区町村では、以下の受付事務を行います。

- ◆ 特別弔慰金の請求の相談を受け、請求書等の必要書類を配布する
- ◆ 請求書を受け付け、請求期間内の請求であるか、請求書に記載漏れがないかを確認する
- ◆ 印鑑等届出書、現況申立書に記載漏れがないか確認する
- ◆ 必要な添付書類が揃っているか確認する
- ◆ 受け付けた請求書類を速やかに居住地都道府県へ送付する

<具体的な受付事務の流れ>

- ① 請求書が提出されたら、請求者の本人確認を行い、請求期間内の請求であるか、記載漏れがないかを確認し、請求書に受付印を押印する（受付機関及び受付日を明らかにするため）。

※郵送による請求も可能です。

- ② 請求書以外の必要書類（印鑑等届出書、現況申立書、戸籍書類）が揃っているか、記載漏れがないかを確認する。

※記載漏れがあった場合は、可能な限り請求者本人が記入することが望ましいですが、難しい場合は、書類の署名欄に自署されていること又は代筆の場合の押印がされていることを確認した上で、職員が代筆しても差し支えありません。

※軽微な補正事項に関しては、文書ではなく電話による確認でも差し支えありません。

- ③ 同順位者の有無について、請求者への聞き取り及び現況申立書により確認する。

※同順位者がいる場合は、請求書下欄に記載された事項を承諾の上で、全ての同順位者を代表して請求するものである等の承諾事項を説明してください。

- ④ 不足している書類があった場合は、請求書を受け付けた上で、2～3週間程度の期限を設けて提出を依頼する。

- ⑤ 請求書類を居住地都道府県に送付する。

※不足書類がある場合で、2～3週間程度の期限が経過しても、なお提出がない場合は、その旨を付箋に記載し、書類不備のまま居住地都道府県に送付してください。

※市区町村の受付後、6ヶ月を超えてから請求書類を居住地都道府県へ送付する場合には、その事情を明らかにした遅延理由書を添付してください。

(受付時の留意点)

- ★ 受付時には、請求者（法定代理人、相続人並びに請求手続、同順位者間の調整を委任された任意代理人を含みます。）に運転免許証、運転経歴証明書、旅券、公的医療保険の被保険者、年金手帳等の本人確認資料を提示させ、本人確認を行ってください。なお、郵送による請求の場合は、請求書類に本人確認資料のコピーを添付させてください。
- ★ 書類の不足等があった場合は、行政手続法に従い、請求書を受け付けた上で、2～3週間程度の期限を設けて必要な書類の提出や必要な記載を依頼してください。
- ★ 不足書類の提出を依頼する場合、提出された書類は返却せず、不足書類の提出を依頼してください。請求書類すべてを請求者に返却してしまうと、請求者が紛失したり、あるいは請求者が転居をして所在不明となり、裁定都道府県において請求に対する処分ができなくなってしまう可能性があります。
- ★ やむを得ず書類を返却する場合は、必ずコピーを取り、返却前の状況が分かるようにしてください。
- ★ 請求者にとって二度手間とならないよう適切な教示を行ってください。請求者は御高齢な方も多いため、請求手続の説明等を行う際は丁寧にきめ細やかな対応をお願いします。

問 30 居住地の市区町村での受付

実態上は管内に居住している者から、住民登録を他の市区町村にしているものの、高齢であること、住民登録をしている市区町村が遠隔地であって出向くのは困難であること等を理由として、請求の申出がありました。

こういう場合には、どう扱ったらよいのでしょうか。

答

請求書の提出は、請求者が住民登録を行っている市区町村に対して行うのが原則です。

ただし、例えば高齢であって遠隔地の市区町村の窓口に出向くことが難しく、加えて諸般の事情から今後とも当分の間その市区町村に居住する予定である場合等、やむを得ない事情があるときには、行政サービスの観点から管内に住民登録をしている者と同様に請求書を受け付けるよう特段の配慮をお願いします。（住民登録をしている市区町村や都道府県を経由する必要はありません。）

居住地の市区町村で請求書を受け付ける場合には、請求書、印鑑等届出書等に記載する住所は居所のものとし、国債の代理受領も居所の市区町村長に委任することになります。また、この間の事情を明らかにした簡単な書類を市区町村で作成して請求書に添付しておいてください。

問 31 手続きを委任された家族等の居住地の市区町村での受付

請求者から、老人ホームへの入所等により、住民登録をしている市区町村が遠隔地であって出向くのは困難であること等を理由として、その家族が手続きを委任され、家族の住民登録をしている市区町村に請求の申し出がありました。

こういう場合には、どう扱ったらよいのでしょうか。

答

請求書の提出は、請求者が住民登録を行っている市区町村に対して行うのが原則ですので、手続きを委任された者から請求者の住民登録を行っている市区町村に提出するよう教示してください。ただし、前問のようにやむを得ない場合には、手続きを委任された者の住民登録をしている市区町村ではなく、請求者の居住地の市区町村に提出するよう教示してください。

問 32 特別弔慰金の請求の相談

次のような方から、戦没者等の遺族として何か給付が受けられないかという相談を受けました。このような場合、特別弔慰金の案内をしてよいのでしょうか。

- ①戦没者の死亡後に生まれ、現在、墓守をしている甥姪、孫
- ②当該戦没者に関し、恩給法による公務扶助料や援護法による遺族年金・遺族給与金を受給中の妻がいる場合の遺族
- ③戦争から復員し、戦時中の受傷り病以外の原因（例：老衰）により死亡した者の遺族
- ④空襲で死亡した者（軍との雇用関係等がない一般戦災者）の遺族

答

①については、戦没者死亡後に生まれた甥姪、孫は自らが特別弔慰金受給権者になることはありません。ただし、外国居住の請求者の代理人として請求する場合や、相続人として請求する場合等であれば、請求者となり得ます。

②、③、④については、明らかに特別弔慰金の対象とはなりません。

特別弔慰金の制度の趣旨（第1章等参照）を説明し、①のような場合には、対象となる遺族がないか聞き取り、先順位の遺族から請求するように教示してください。

第3 請求に必要な書類

1 提出書類の種類

特別弔慰金の請求に必要な書類は次のとおりです（以下の説明において、下記の1~18の番号を提出書類番号として記載しています）。

なお、提出書類番号1~3の用紙は市区町村に備えます。

◆ 請求書等

1. 請求書（様式1）
2. 印鑑等届出書（様式2）
3. 現況申立書（様式3）

◆ 戸籍書類

4. 令和2年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
5. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍
6. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）との続柄を証する戸籍（転給遺族のみ）
7. 先順位者がいないことを証する戸籍（転給遺族のみ）
8. 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍
9. 戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍（配偶者又は転給遺族で第3~6順位の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求するとき）

※ 配偶者で前回特別弔慰金を受給している場合は、従前の特別弔慰金の基準日から令和2年3月31日の間の配偶者の戸籍

次の場合は、提出が原則不要となる戸籍があります。ただし、裁定都道府県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります（P58 提出書類一覧表及びP69、70参照）。

- ① 請求者が過去に特別弔慰金を受給している（従前の特別弔慰金の受給者である）場合
・・・提出書類番号5~9の戸籍は原則不要
- ② 請求者の同順位者の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・提出書類番号6~9の戸籍は原則不要
- ③ 請求者より先順位の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・提出書類番号6・8の戸籍は原則不要

※ 相続人請求の場合、戸籍書類については、「請求者」とあるのは「被相続人（受給権者）」と読み替えてください。

◆ 請求者の状況に応じて必要な書類

10. 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式4）
特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）（様式5）
11. 生計関係申立書（参考様式1）及び生計関係を証明する資料
12. 葬祭を行ったことを証明する資料
13. もとの身分、死因を証明する資料
14. 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料
（文官公務扶助料を受給していた場合のみ必要）

◆ 成年後見人等が請求する場合

15. 成年後見人等の登記事項証明書等

◆ 相続人が請求する場合

16. 相続人であることを証する戸籍

◆ 外国居住者が請求する場合

17. 委任状（様式6）

◆ 請求手続、同順位者間の調整を委任した場合

18. 委任状（様式7）

※ 成年後見人等、相続人、外国居住者の請求は P78～87 を参照してください。

※ これまで、請求者に同順位者がいる場合に提出が必要だった「請求同意書」又は「請求同意書を提出することができない旨の申立書」は、手続の簡素化のため廃止しました。

（詳細は P6～10 参照）

提出書類については、請求者が前回受給者か否かにより、必要な書類が異なります。

市区町村では、請求者が前回受給者か否かが正確に判断できない場合もありますが、一般的な必要書類については以下のとおりですので、裁定事務の合理化の観点から、判断可能な範囲で、受付事務を担う市区町村の段階で必要な書類を揃えることができるよう対応してください。

前回受給者からの請求

「請求書」、「印鑑等届出書」、「現況申立書」、「基準日における請求者の戸籍抄本」

※その他、請求者の状況に応じて提出が必要な書類

〔配偶者〕 前回基準日から令和2年3月31日までの戸籍

特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）

〔相続人〕 相続人であることを証する戸籍

〔法定代理人〕 成年後見人等の登記事項証明書

〔国外居住請求者の代理人〕 請求手続等に関する委任状

前回受給者以外からの請求

「請求書」、「印鑑等届出書」、「現況申立書」、「基準日における請求者の戸籍抄本」

「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者の続柄を証する戸籍」

※その他、請求者の状況に応じて提出が必要な書類

〔相続人〕 相続人であることを証する戸籍

〔法定代理人〕 成年後見人等の登記事項証明書

〔国外居住請求者の代理人〕 請求手続等に関する委任状

〔新規対象者（H27.4.1～R2.3.31に年金等受給者死亡の場合）〕

当該年金等受給者の死亡年月日が確認できる戸籍

〔初めて転給遺族として権利を有することとなった第3～6順位の請求者〕

戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍

※ 前回受給者以外の者からの請求の場合は、「先順位者がいないことを証する戸籍」等、審査の結果、さらに書類の提出を依頼する可能性があることを請求者に説明してください（P58～60参照）。

2 提出書類一覧表

(1) 「前回受給者」「前回受給者と同順位者」「前回受給者が先順位者」の場合

(同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類		前回受給者		前回受給者以外	
		配偶者以外	配偶者	前回受給者と同順位者	前回受給者が先順位者
1	請求書	○	○	○	○
2	印鑑等届出書	○	○	○	○
3	現況申立書	○	○	○	○
4	令和2年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
6	戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
7	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
8	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-
9	戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基準日から)	-	△ (第3～6順位のみ必要)
10	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者用)(配偶者の相続人用)	-	○	-	-
11	生計関係申立書とそれを証明する資料(請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てしているとき)	-	-	△	△
12	葬祭を行ったことを証明する資料(第11順位のみ)	-	-	△	△
13	もとの身分、死因を証明する資料(過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき)	-	-	-	-
14	公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料(文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
15	登記事項証明書(成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
16	相続人であることを証する戸籍(相続人が請求するとき)	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合)	△	△	△	△
18	委任状(請求手続、同順位者間の調整を委任した場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

(2) 初めて特別弔慰金を請求する場合（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）

（過去に同一の戦没者等について、遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合）

提出書類		弔慰金受給権者 （第1順位） （配偶者以外）		弔慰金受給権者と みなされる者 （第1順位） （配偶者以外）		配偶者 （第1順位）	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・満 洲事変間 遺族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	印鑑等届出書	○	○	○	○	○	○
3	現況申立書	○	○	○	○	○	○
4	令和2年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
6	戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
8	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○
9	戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
10	特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（配偶者の相続人用）	-	-	-	-	○	○
11	生計関係申立書とそれを証明する資料（請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき）	-	-	-	-	-	-
12	葬祭を行ったことを証明する資料（第11順位のみ）	-	-	-	-	-	-
13	もとの身分、死因を証明する資料（過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき）	-	△	△	△	-	△
14	公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料（文官公務扶助料のみ必要）	-	-	-	○	-	△
15	登記事項証明書（成年後見人等が請求するとき）	△	△	△	△	△	△
16	相続人であることを証する戸籍（相続人が請求するとき）	△	△	△	△	△	△
17	委任状（外国居住者が請求する場合）	△	△	△	△	△	△
18	委任状（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

(3) 初めて特別弔慰金を請求する場合（転給遺族）

（過去に同一の戦没者等について、遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合）

提出書類	転給遺族							
	（第2順位）		（第3～6順位）		（第7～10順位）		（第11～12順位）	
	弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 （みなしも 含む）
1 請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2 印鑑等届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
3 現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
4 令和2年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
5 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
6 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	※	-	※	-	※	-	※
7 先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
8 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
9 戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
10 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（配偶者の相続人用）	-	-	-	-	-	-	-	-
11 生計関係申立書とそれを証明する資料（請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき）	-	-	△	△	-	-	△	△
12 葬祭を行ったことを証明する資料（第11順位のみ）	-	-	-	-	-	-	△	△
13 もとの身分、死因を証明する資料（過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき）	-	△	-	△	-	△	-	△
14 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料（文官公務扶助料のみ必要）	-	△	-	△	-	△	-	△
15 登記事項証明書（成年後見人等が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
16 相続人であることを証する戸籍（相続人が請求するとき）	△	△	△	△	△	△	△	△
17 委任状（外国居住者が請求する場合）	△	△	△	△	△	△	△	△
18 委任状（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※ 裁定都道府県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

3 請求書（様式1）＜提出書類番号1＞

特別弔慰金を請求しようとする者は、請求書の提出が必要です。

市区町村窓口では、請求書の受付に当たり、次の点に注意してください。

- ※ 「戦没者等」の欄について、請求者が分からない記入事項がある場合は、空欄として差し支えありません。
- ※ 例えば、戦没者の身分が分からない場合に、請求書記載のためだけに総務省等へ直接請求者から照会させることのないようにしてください。
- ※ なお、請求書の戦没者等欄及び請求者欄等については、市区町村において差し込み印刷が可能です。

(1) 正当な者からの請求かどうか。

受給権がないと考えられる者からの請求や、どう処理していいか分からないような特殊な請求の場合は、裁定都道府県の援護担当課に相談してください。

なお、明らかに受給権がないと考えられる者からの相談については、その旨を説明するとともに、請求しない場合には、審査請求ができないこと及び時効の中断（完成猶予）の効果がなくなることを説明した上で、請求者の意向により対応してください。（参考：P108「問52 取下げ」）

(2) 請求者の住所、氏名は正確に記載されているか。

市区町村での受付段階におけるこのチェックは最も重要です。

請求書と印鑑等届出書との間で表記が異なっていると国債を発行できません。明らかな誤りや読めない文字がある場合には、受付段階で請求者に修正を依頼してください。

(3) 「国債の償還金の希望支払場所」は正しく記載されているか。

国債の償還金を受け取ることができるのは、日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行の本店、支店、出張所、郵便局（一部例外を除く））に限られています。多くの銀行、信用金庫、農協等の支店では記名国債の取扱いをしていません。

(4) 押印漏れや記載漏れはないか。

代筆の場合には、請求書下部の署名の右側に押印が必要となります（自署の場合は不要です）。都道府県に進達した後で押印漏れや記載漏れが判明した場合、請求書の返戻や補正に時間がかかることになるため、受付段階で、しっかりとしたチェックをお願いします。

(5) 同順位者がある場合

請求者に同順位者がある場合は、請求書下欄に書かれた事項について承諾の上、請求者が全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求することとなります。各事項を承諾の上で、全ての同順位者を代表して請求するものであることを説明してください。

(6) 代理人請求、相続人請求の場合

代理人請求、相続人請求の場合には、請求書及び印鑑等届出書の記入方法が異なるだけでなく、提出が必要な書類が別途あります。このため、請求書の該当箇所に誤りなく確実な記載が必要となります（P87 参照）。

4 印鑑等届出書（様式 2）〈提出書類番号 2〉

印鑑等届出書は請求者全員が請求書に添付する必要があります。

印鑑等届出書については、記載されている氏名、住所が請求書の記載と異なっていないか、印鑑欄の押印が鮮明かどうか特に念入りにチェックしてください。

請求書と印鑑等届出書及び国債発行請求内訳書（システムに入力する文字）の文字は必ず同一であることが必要です。

なお、「償還金支払場所」、「記名者住所」及び「記名者氏名」の欄については、市区町村において、差し込み印刷により印字しても差し支えありません。

※ 市町村合併等により自治体の名称が変更になった場合は、印鑑等届出書を新自治体名に修正し、居住地都道府県の訂正印を押してください。

〈印鑑等届出書記入例〉

(1) 国内居住者本人からの請求の場合

（相続人とは P81 参照。相続人が請求する場合には、請求者を相続人と読み替える）

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
(東京 都道府県) 霞ヶ関郵便局	東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇	援護 忠	印

希望支払場所

請求者の住所

請求者の氏名

請求者の印

下段は空欄のまま

支払場所変更や記名変更には備える観点からも、2行目以降は使用しないでください。

(2) 成年後見人等が請求する場合

(成年後見人等とは P78 参照。親権者等が請求する場合は成年後見人等を親権者等と読み替える)

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
(東京 都道府県) 虎ノ門郵便局	東京都港区虎ノ門〇-〇 -〇	援護 次郎 成年後見人 社会 一郎	㊦
希望支払場所	成年後見人等の住所	成年後見人等の氏名	成年後見人等の印
下段は空欄のまま			

権利者の氏名

(3) 外国居住者の場合

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
(都道府県)	ブラジル国サンパウロ州 サンパウロ市ヴィラグラ ンオザ街〇〇	援護 次郎	㊦
(東京 都道府県) 虎ノ門郵便局	東京都港区虎ノ門〇-〇 -〇	代理人 社会 一郎	㊦
希望支払場所	代理人の住所	代理人の氏名	請求者の印 代理人の印
下段は空欄のまま			

請求者住所

請求者の氏名

※ 外国の住所は、必ず日本語（漢字・カタカナ）で記入すること。

(4) 相続財産管理人からの請求の場合

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印鑑
(東京 都道府県) 霞ヶ関郵便局	東京都千代田区霞が関〇 -〇-〇	援護 次郎 相続財産管理人 社会 一郎	㊟
希望支払場所	相続財産管理人の住所	相続財産管理人の氏名	相続財産管理人の印
下段は空欄のまま			

元の権利者の氏名

問 33 印鑑等届出書の記載について念入りな確認が必要な理由

印鑑等届出書に記載されている氏名等の記載事項について、誤りがないかどうか「特に念入りに」チェックすることとなっていますが、なぜですか。

答

都道府県は、請求書、印鑑等届出書及び戸籍書類により氏名等の文字をシステムに入力しています。入力した文字が国債に印字されますので、印字データ（国債発行請求内訳書）と、印鑑等届出書の記載事項について、財務局等及び交付取扱店において最終的に確認をしています。

仮に、印鑑等届出書の記載事項と国債発行請求内訳書に相違があった場合や、印鑑等届出書に必要事項が記載されていなかった場合には、印鑑等届出書又は国債発行請求内訳書を訂正しなければ、国債を交付することができません。

国債の交付は、各交付取扱店において、発行請求月ごと、代理受領者（市区町村）ごと、国債種別ごとに管理しているため、訂正が必要な者のみを別途遅れて交付するということはできません。

つまり、第十一回特別弔慰金について、例えば令和3年1月に国債発行請求した者のうちA市の1名に訂正が生じた場合は、その訂正処理が完了するまで、同月に国債発行請求したA市の権利者については、すべて国債を交付できないということになります。

このように他の権利者及び関係機関に多大な迷惑をかけることとなりますので、「特に念入りに」確認をしてください。

問 34 略字で記載された氏名の取扱い

印鑑等届出書と請求書の記載は同一なのですが、戸籍どおりではなく略字になっている場合の取扱いはどうしたらよいですか。

答

氏名の記載は戸籍どおりとするのが原則ですが、例えば戸籍上では「恵」となっている文字を「恵」と記載している場合等世間一般に代用していると考えられる範囲内のものにあつては、わざわざ修正させるまでのことはありません。

問 35 印鑑等届出書の印

印鑑等届出書に押印されている印が次のようなものでした。このまま受理して大丈夫でしょうか。

- ①印鑑がスタンプ、ゴム製、自分で作ったとみられるもの
- ②印鑑が、名字ではなく下の名前の印鑑
- ③印鑑の輪郭部分は分かるが、その中の文字部分は半分が判別できない

答

①については、5年償還する中で劣化する恐れがあるため、スタンプ、ゴム製、自分で作ったとみられる印鑑は認められません。別の印を用いるようにしてください。

②については、下の名前の印鑑であっても差し支えありません。

③のような押印では印鑑照合は不可能と思われるので認められません。次の問の答えのとおり修正してください。

問 36 印鑑等届出書の請求者による訂正

請求者が印鑑等届出書に記載した償還金支払場所、住所、氏名を書き損じ、請求者自身が訂正する場合には、請求者の訂正印をもって印鑑等届出書を加筆訂正（代理人による請求の場合は代理人の印）してもよいでしょうか。

また、印鑑欄の印を間違えた、押印がかすれたり、欠けている等不鮮明の場合、取扱いはどうしたらよいですか。

答

氏名等、記入した事項の修正は、二重線で消して訂正印を押し、正しい内容を加筆してください。

記名者氏名	印鑑
援護 太郎 印	
山田 次郎	印

印鑑の修正は、誤ったり押し損ねた印の上に正しい印を逆印で押し、下記のように修正した上で、正しい印を押ししてください。（または、誤った印の上に「×」をつけてください。）捨印は不要です。

記名者氏名	印鑑
山田 次郎	

★前記のように、請求者が印鑑等届出書の記載や印鑑の修正を行った場合は、居住地都道府県において、訂正内容に誤りがないことを確認した上で、請求者による訂正印が押された箇所の隣に、居住地都道府県における訂正印（又は確認印）を押ししてください。

★印鑑等届出書に、押しがかすれた等の理由により、同一と思われる印鑑を複数回押ししている場合、日本銀行においては複数の印鑑を押ししていると判断しますので、正しい押しは、必ず1つに絞ってください。

うまく押しできずに複数回押ししてしまう場合は、問36のとおり修正するか、新たな印鑑等届出書に押し直すよう、市区町村の受付窓口において教示してください。

★都道府県による訂正印（又は確認印）の必要性について

従来、裁定時に都道府県において訂正したものは、都道府県による訂正印を押し、国債発行後の記名変更等による訂正は、日本銀行の訂正印を押しすることにより、どこ（都道府県又は日本銀行）がどの時点（裁定時又は記名変更時）で、訂正したのか、記録として残しています。

印鑑等届出書は、償還金支払場所（郵便局等）において、5年以上保管、管理することから、訂正・確認したことを明らかにし、都道府県による訂正印（又は確認印）がないことによる混乱（裁定時に都道府県において確認しているのか不明）を予め避けるためです。この確認印については、日本銀行より取扱いを徹底するよう依頼を受けたところでは、

5 現況申立書（様式3）〈提出書類番号3〉

特別弔慰金の請求書には、現況申立書を添付する必要があります。

この現況申立書には、戦没者等の死亡時点における次の遺族全員（いずれも戦没者等からみた続柄です）について記載されている必要があります。

- 配偶者（内縁の者も記載されている必要があります。）
- 子（胎児の場合を含みます。）
- 父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- 入夫婚姻による妻の父母
- 三親等内親族全員（上記以外の三親等内親族が請求する場合にのみ、記載が必要です。）

なお、上記の遺族のうち、令和2年4月1日以後に死亡した遺族がいる場合は、その相続人についても記載してください。相続人が請求する場合は、同順位の相続人についても記載してください。

受付に当たっては、生年月日等の記載漏れがないか確認してください。

ただし、生年月日等について、日付までは把握していない場合は、わかる範囲で結構です。

なお、現況申立書については、請求者が前回受給者であって、市区町村において前回の現況申立書の写しを保管している場合は、その写しを代用して差し支えありません。代用する場合は、前回の現況申立書の記載内容について変更がないかを請求者に確認した上で、下部余白に今回の日付と署名の記載を求めてください。なお、変更があった場合は、前回の現況申立書の写しに変更点の記載を求めるとともに、変更部分が明確になるよう市区町村において蛍光ペン等の異なる色で下線を引いてください。また、変更点を市区町村職員等が代筆する場合は、請求者の署名の右側に請求者の押印が必要です。

問 37 同順位者の戸籍の取扱い

現況申立書に記載されている同順位者のうち、添付されている戸籍書類では戦没者等との親族関係が確認できない者がいる場合、確認するために戸籍の提出を依頼する必要がありますか。

答

添付されている戸籍書類から請求者が権利者であることが判断でき、記載どおりであれば請求者と同順位にあり、かつ、生計関係申立書との間に矛盾がなければ、同順位者であることについて戸籍による確認は必要ありません。

なお、現況申立書には遺族全員を記載させることが必要です。

問 38 現況申立書の「遺族の令和 2 年 3 月 31 日までの状況」欄の記載内容

請求者が、弔慰金受給権者や同順位者が死亡した年月日の詳細を覚えていないとの申立てがありました。どのように記載させたらよいでしょうか。

答

市区町村において、請求書受付時に請求者に聞き取りを行った結果、例えば「昭和●年頃に亡くなった」、「昨年十三回忌が終わった」等明らかに基準日前に死亡している旨の申立てがあった場合は、その旨を記載することとし、死亡した月日の記載は省略して差し支えありません。

裁定都道府県は、上述のような記載での現況申立書が進達された場合は、過去の裁定記録等を参照し、当該弔慰金受給権者や同順位者等が明らかに基準日前に死亡したと確認できるときについては、請求者に補正を求める必要はありません。

6 戸籍書類

戸籍書類は、特別弔慰金の受給権を判定する上で最も基本的な書類です。

(1) 令和2年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本＜提出書類番号4＞

- ・基準日において、生存していること、日本国籍の有無、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないか等の確認をするための書類です。
- ・全ての請求者が提出する必要があります。
- ・戸籍の編製が基準日前であり、認証が基準日以後のものがが必要です。

(2) 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号5＞

- ・請求者と戦没者等との続柄を把握し、支給順位の確認をするための書類です。
- ・過去に特別弔慰金を裁定されたことがある請求者は、原則、提出は不要です。

(3) 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号6＞

- ・弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）を確認するための書類です。
- ・過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがなく、かつ、弔慰金について未請求の場合、他に提出された戸籍書類では弔慰金受給権者を特定できない場合に、提出が必要となります。

(4) 先順位者がいないことを証する戸籍＜提出書類番号7＞

- ・弔慰金受給権者（第1順位）及び請求者よりも先順位の転給遺族が死亡等していることを明らかにし、請求者が最先順位者であることを確認するための書類です。
 - ・「前回受給者」及び「前回受給者と同順位の者」が請求する場合は、原則、提出は不要です。
 - ・「前回、請求者よりも先順位の者が受給」している場合は、前回受給者（同順位者も含む）から請求者より先順位の遺族までの死亡等の確認ができる戸籍のみの提出でかまいません。前回受給者よりも先順位者の死亡等の確認は前回の裁定時に行っているからです。
- ※ ただし、兄弟姉妹等（転給遺族第3～6順位）については、前回と順位の変更がある場合がありますので、ご注意ください。

(5) 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍<提出書類番号 8 >

- ・令和 2 年 3 月 31 日（基準日前）までに、公務扶助料等の年金給付の受給権者が公務扶助料等を失権していることを確認するための書類です。
- ・具体的には、公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡年月日等が確認できる戸籍です。（P13「年金給付の受給権者となる遺族の範囲及び受給要件」参照）
- ・過去にその戦没者等について特別弔慰金の裁定をしている場合は、原則、提出は不要です。

(6) 戦没者等の死亡時から令和 2 年 3 月 31 日の間の請求者の戸籍<提出書類番号 9 >

- ・戦没者等と生計関係を有する転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3～6 順位）又は配偶者が、初めて請求する場合に、提出が必要となります。
- ・転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹については、戦没者等と生計関係を有している場合、養子縁組の有無、改氏婚の有無及び復氏の有無によって、支給順位が変わりますので、身分関係の異動を確認するために必要な戸籍です。
- ・前回受給者（配偶者）が請求する場合は、前回の特別弔慰金基準日から令和 2 年 3 月 31 日の間の戸籍でかまいません。
- ・前回受給者（配偶者以外）及び前回受給者と同順位者が請求する場合は、原則、提出は不要ですが、疑義が生じる場合は、前回の特別弔慰金基準日（前回受給者と同順位である父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3～6 順位）にあつては、戦没者等の死亡時）から令和 2 年 3 月 31 日の間等の戸籍の提出を求め確認してください。

(7) 戸籍書類<提出書類番号 4～9, 16>に関する留意事項

- ◆ 戸籍の認証は、令和 2 年 4 月 1 日以降であることが原則ですが、先順位者の死亡を確認する戸（除）籍謄本について、認証年月日がそれ以前のもので提出された場合は、その死亡が特別な場合（裁判で認定した場合等）以外は、裁定して差し支えありません。
- ◆ 複数の証明事項を一つの戸籍書類で証明している場合は、改めて複数の戸籍書類を提出する必要はありません。
- ◆ 同一請求者が複数の戦没者等に対する請求を行う場合、裁定都道府県が同じ場合は、戸籍書類の提出が 1 部であっても差し支えありません。その場合は、居住地都道府県から裁定都道府県に送付する際に、どの戦没者等の請求書に戸籍の原本を添付しているのかについてメモを添付してください。

(8) 戸籍書類の添付を省略できる場合

先順位者及び公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡は戸籍により確認することが原則ですが、以下の場合は戸籍の添付を省略して差し支えありません。

- ① 生年月日が国内最高齢者（明治 36 年 1 月 2 日生）より前の場合
- ② 他に提出された戸籍で、父母の欄に「亡」と記載されている場合

問 39 戦没者等の除籍時の戸籍が入手できない場合

次のような事情により戸籍が入手できない場合には、どうしたらよいですか。

- ① 空襲、あるいは火災で焼失した。
- ② 戦没者等が朝鮮又は台湾出身者のため戸籍書類が得られない。
- ③ 戦没者等が樺太出身者のため戸籍書類が得られない。

答

- ① 空襲や火災により、除籍簿等が焼失した場合には、その旨を記載した市区町村長の証明書の添付を求めてください。滅失した戸籍簿により証明すべき事項については、請求者の申立書及び親族の証明書等により確認してください。
- ② 朝鮮又は台湾出身者であるため戸籍が得られない者の場合は、
 - ◆ 戦没者等の除籍時の戸籍書類が添付できない旨の申立書の提出を求めてください。
 - ◆ この申立書を添えて、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に協議をします。
- ③ 樺太出身者の戸籍のうち、本籍が保管地域である6ヶ村（大泊郡遠淵村、大泊郡知床村、大泊郡富内村、元泊郡元泊村、敷香郡内路村、敷香郡散江村）については、その戸籍簿の一部が外務省アジア大洋州局地域政策参事官室（外地整理班）に保管されているため、戸籍簿の写しの請求手続をしてください。外務省で保管されていない場合には「保管していない旨の証明」が交付されますので、それを提出してください。
（参考）外務省ホームページ 旧樺太の戸籍に関する証明について

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/gaichi/kosekisyomei.html>

なお、本籍が上記以外の地域の場合は、戦没時における戦没者と請求者の続柄を証する戸籍に準ずる書類として、次の書類の提出を求めてください。

- ① 戦没者が内地から樺太へ転籍した際の戸籍謄本
 - ② 戦没者の家族が樺太から内地へ引揚げ後、就籍した際の戸籍謄本
- ※ ①のみで判断できない場合

問 40 戸籍の記載が誤っている場合

請求者から戦没者の子であるにもかかわらず、戸籍上は戦没者と兄弟と記載されていると申立てがありました。このような場合には、どうしたらよいですか。

答

戸籍の記載が誤っているという申立てがあつたとしても、特別弔慰金の裁定に当たってはあくまでも続柄の確認は戸籍により行います。

戸籍訂正については、訂正すべき戸籍のある地を管轄する家庭裁判所に対して申し立てることになります。

問 41 第三者の戸籍の取得

請求者の先順位である兄弟の戸籍を取得しようとしたところ、その戸籍に記載されていない第三者からの交付の請求については、その戸籍に記載されている者やその子等から請求するか、委任状がなければならぬと市区町村から説明を受け、戸籍を取得できませんでしたと相談を受けました。

請求者の兄弟は既に亡くなっており、兄弟の配偶者や甥姪とは疎遠のため連絡先がわかりません。こういう場合には、どう扱ったらよいのでしょうか。

答

平成 20 年の戸籍法改正によって、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限するようになりました。しかし、戸籍法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号において、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」には、第三者が理由を明記した上で戸籍を取得することができます。当然ながら、委任状は不要です。

(参考)

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）（抄）

第 10 条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第 24 条第 2 項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

(略)

第10条の2 前条第1項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 3 前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

(略)

第10条の3 第10条第1項又は前条第1項から第5項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

- 2 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者（前条第2項の請求にあつては、当該請求の任に当たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。）の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

7 請求者の状況に応じて必要な書類＜提出書類番号 10～14、18＞

- (1) 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式 4）
特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）（様式 5）
＜提出書類番号 10＞

配偶者が、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないことを確認するための申立書です。

- (2) 生計関係申立書及び生計関係を証明する資料＜提出書類番号 11＞

- ・戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していたことを確認するための書類です。
- ・戦没者等の死亡当時、同一戸籍内にあった遺族は、一般的に戦没者等と生計関係を有していたものとみなして差し支えありませんが、戦没者死亡当時、戦没者等と同一戸籍内になかった場合又は同一戸籍内にあっても、生計関係に疑義を生ずるような反証資料がある場合には、この申立書及び事実関係を確認することができる資料の提出が必要です。
- ・申立書（参考様式 1 等）により、ケースに応じて次の事項について記述したものが必要になります。

○戦没者等の出征当時、戦没者等と同居していた家族の氏名、住所地、職業、生活状況等

○戦没者等の死亡当時、請求者が同居していた家族の氏名、住所地、職業、生活状況等

参考 生計関係等を立証する資料

都道府県保管のもの	<ol style="list-style-type: none">1. 兵籍2. 戦時名簿3. 文官名簿4. 移管済の履歴原表及び死没者調査表（旧海軍関係のみ）5. 臨時軍人軍属届6. 死亡者原簿7. 死亡者連名簿8. 死亡公報及び遺骨伝達関係記録
市町村保管のもの	<ol style="list-style-type: none">1. 死亡公報及び遺骨伝達関係記録2. 戸籍の附票3. 世帯台帳、家族台帳、主要食糧配給台帳4. 寄留簿5. 兵事記録6. 住民票7. 生活保護法関係記録

遺族等保管のもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要食糧配給通帳 2. 通信文 3. 写真（挙式、入隊前に家族で写したもの、入隊、葬儀、墓碑等） 4. 日記 5. 遺言書 6. 弔辞、香典帳等 7. 部隊等からの通知文書 8. 所属事業所等からの通知文書等 9. 送金通知書及び給料袋等給与関係資料 10. 保険証書 11. 表彰、感謝状 12. 診療費等の領収書 13. 餞別帳 14. 現役兵証書 15. 家族扶助金 16. 衣料切符 17. 寄せ書 18. 軍隊手帳 19. 携帯履歴表
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 婚姻、離婚、出生届書（法務局） 2. 家事審判記録（家庭裁判所） 3. 学籍簿 4. 所属会社等の人事記録 5. 診療費等の納入記録等 6. 旧令共済組合及び船員保険関係記録 （旧令共済部 社会保険庁船員保険課※） 7. 入院証明書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説 P352, 353 より抜粋

※ 旧令共済部については、現在の名称は国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課です。社会保険庁船員保険課については、組織再編により、平成 22 年 1 月から全国健康保険協会船員保険部に引き継がれています。

(3) 葬祭を行ったことを証明する資料<提出書類番号 12>

- ・三親等内親族のうち戦没者等の葬祭を行った者（第 11 順位）として、請求する場合に必要な書類です。
- ・葬祭を行った者とは、一般的に喪主（喪主の配偶者を含む。）を指します。
葬祭を行ったことを証明する資料とは、戦没者等の葬儀の際の香典帳、通信文、弔辞、過去帳等です。
（これらの資料が得られない場合には、現況申立書、請求者と戦没者等との身分関係、戦没者等の他の家族の状況、地方の慣習等を勘案して、社会通念上葬祭を行ったであろう者からの請求であればそのまま裁定して差し支えありません。）

(4) もとの身分、死因を証明する資料<提出書類番号 13>

戦没者等の死亡に関し、過去に弔慰金又は年金給付の裁定を受けたことがない場合に、その身分、死因を確認するための資料です。（P25 参照）

◆遺族が保管していると思われる資料

軍隊手帳、写真、手帳、日記、通信文、弔辞、香典帳、碑文又は墓碑の写真、復員証明書、死亡証明書、徴用令書、賜金国庫債券等

◆市区町村が保管していると思われる資料

遺族台帳、死亡診断書（法務局移管）、在郷軍人名簿、兵事記録、市町村史、市町村葬記録等

(5) 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料<提出書類番号 14>

- ・戦没者等の身分が陸海軍の高等文官・判任文官又は従軍文官であり、かつ、過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがない場合に、文官扶助料の受給者がいたことを確認するための資料です。
具体的には、公務扶助料等を受給していたことがわかる証書、支給通知書、裁定通知書等の写しです。
- ・これが得られない時は、現況申立書の「遺族の令和 2 年 3 月 31 日までの状況」欄に、公務扶助料の受給期間を申立てるよう求めてください。

(6) 請求手続を委任した場合の委任状（様式 7）<提出書類番号 18>

請求者が高齢である等、諸般の事情から市区町村の窓口に出向くことが難しい場合には、請求手続を家族等に委任することができます。

また、請求者が諸般の事情により、他の同順位者に自分の連絡先の教示を望まない場合は、委任状により代理人を立てることができます。

手続を委任する場合には、委任状（様式 7）に記載するよう求めてください。

市区町村の窓口においては、受任者（代理人）の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）の提示を求めて確認してください。

なお、請求者からの委任を受けた代理人（受任者）は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者から連絡先の教示を求められた場合は、自らの連絡先が教示され、請求者に代わって同順位者間の調整等を行うこととなります。

※ 同一請求者が複数の戦没者等に対する請求を行う場合、裁定都道府県が同じ場合は、委任状が一部であっても差し支えありません。

その場合は、居住地都道府県から裁定都道府県に送付する際に、どの戦没者等の請求書に委任状の原本を添付しているのかについて、メモを添付してください。

第4 法定代理人・相続人・外国居住者からの請求

1 法定代理人からの請求

親権者、成年後見人等については、本人に代わって親権者、成年後見人等自身が自分の名前で請求することになります。つまり、請求書下部の「氏名⑥」欄には親権者、成年後見人等が自分の名前を書くことになります。なお、民法第158条第1項によれば、「未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない」と規定されています。

※ 印鑑等届出書の記載方法については P63 を参照。

(1) 法定代理人とは

※ 成年後見人等……成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人をいい、民法の規定により権利者に代わり法律行為を行う者

※ 親権者等……未成年者のために親権を行う者（親権者）又は未成年後見人

(2) 法定代理人であることの確認書類〈提出書類番号 15〉

成年後見人等であることの確認資料として、登記事項証明書が必要となります。

未成年後見人、親権者及び民法改正前の「後見人」については、請求者の戸籍書類により確認してください。

① 登記事項証明書について

成年後見人等が請求手続を行う場合は、登記事項証明書（別紙目録があるものは別紙も）の添付を求め、成年後見人等の権限や契約の内容等を確認してください。登記事項証明書は、法務局・地方法務局で交付を受けることができます。

なお、登記事項証明書の目録がある場合は、「年金その他の社会保障給付に関して、受領及びこれに関する諸手続」の代理権が授与されていることを確認してください。例えば「国民年金に関する請求に関しての代理権」、「介護サービスに関する請求に関しての代理権」などと限定的に記載されている場合は、特別弔慰金の請求について代理権があるとはいえないことから、成年後見人等として請求はできません。

② 任意後見人について

任意後見契約を行った場合は公正証書が作成され登記されますが、これだけでは後見が開始されたか判断できません。契約の登記後、事理弁識能力が低下した場合に家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任された段階で初めて、任意後見契約の効力が生じ、任意後見受任者が任意後見人となります。従って、登記事項証明書に監督人が記載されていないもの、任意後見受任者と記載されているものでは、後見前のものとなり成年後見人等には該当しません。

(3) 請求書の受付窓口

請求書の受付窓口は、法定代理人の居住地の市区町村です。

(法定代理人が弁護士等の場合、登記事項証明書に記載されている所在地の市区町村が受付窓口となります。)

問 42 請求の意思があるものの自筆ができない者の請求

特別弔慰金の請求をする意思はありますが、高齢のため請求書等の自筆ができません。この場合、その者の家族が代わって請求することはできないですか。

答

請求者が自筆できない場合、請求書、印鑑等届出書等の請求者の氏名はあくまでも請求者本人の氏名とし、代筆することは可能です。その場合には、請求書最下部の署名の後に押印をする必要があります。

なお、自己の名で請求できる代理人となることができるのは法定代理人に限られ、任意私的代理人の場合、請求者本人の名で請求することになります。

問 43 判断能力を欠き意思表示ができない者の請求

寝たきりで判断能力を欠き意思表示ができず自分自身で特別弔慰金を請求することができない場合、次順位者が請求することはできないですか。

答

認知症、知的障害等により判断能力を欠く者等の場合には、民法の規定により成年後見人等を選任することができます。設問のような事情により自分自身では特別弔慰金を請求することができない場合には、その成年後見人等が自己の名で特別弔慰金を請求することができます。

この場合、成年後見人等を選任したからといって特別弔慰金の支給順位が下がることはありません。

なお、判断能力を欠いていることを理由として順位変更を行うことはできませんので、設問のように次順位者が特別弔慰金を請求することはできません。

問 44 被保佐人、被補助人の請求

被保佐人又は被補助人が特別弔慰金を請求しようとする場合で、保佐人又は補助人に請求の代理権がない場合、保佐人又は補助人の同意が必要ですか。

答

被保佐人又は被補助人が行う特別弔慰金の請求については、民法に規定する保佐人等の同意が必要な行為の中には含まれていないと解されますので、保佐人等の同意は不要です。

問 45 特別弔慰金を受ける権利の譲渡、担保、権利放棄

特別弔慰金を受ける権利を有すると思われる者から、自分よりも後順位者の者にその権利を譲渡したいとの申出がありましたが、可能ですか。

また、これに関して、この権利を担保にして金銭の貸付けを受けることや権利の放棄はできますか。

答

特別弔慰金を受ける権利は、その権利者に専属する権利です。また、その権利を売買等の対象にすることを許容すれば、国が戦没者等に弔慰の意を表すという目的が達成できなくなります。これらのことから特別弔慰金を受ける権利を譲り渡し、あるいは担保に供することは法律の規定により禁止されています。〈特弔法第 10 条〉

なお、この規定に違反してこの権利を譲り渡し、あるいは担保に供しても、無効となります。

権利の放棄に関しては、特別弔慰金の受給権はいわゆる公権であり、個人が放棄できるものではありません。

もっとも、請求を行わないことはできますし、また、請求後でも裁定前であれば請求の取下げを行うこともできますが、そうだからといって、例えばこれにより次順位者に権利が移るといったようなことはありません。

2 相続人からの請求

(1) 相続人

特別弔慰金の受給権を有する遺族が令和 2 年 4 月 1 日以降に死亡し、まだ特別弔慰金の請求をしていなかった場合には、その者の相続人は、自己の名前で特別弔慰金を請求することができます。〈特弔法第 7 条第 1 項〉

- ① ここでいう相続人は、民法の一般原則に従って決まる相続人であって、法定相続人です。
- ② 相続を放棄した者は、特別弔慰金に関しては相続人とはなりません。
- ③ 相続人の欠格事由（民法第 891 条）に該当した者は相続人とはならず、自己の名で特別弔慰金を請求することはできません。
- ④ 相続人が死亡した場合（再相続）の相続人も、相続人となります。

(2) 複数の相続人

相続人が数人ある場合には、同順位の遺族が数人ある場合と同様、相続人のうちの一人が行った特別弔慰金の請求は、同順位の相続人全員のためにしたものとみなし、また、その者に対して行った権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと定められています。〈特弔法第 7 条第 2 項〉

従って、この場合も、代表となる相続人を選び、この相続人が特別弔慰金の請求を行うことが望ましいということになります。

(3) 相続人であることを証する戸籍<提出書類番号 16>

相続人であることは、以下の戸籍書類で確認してください。

- ① 受給権者（被相続人）が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍
- ② 請求者（相続人）の請求時の戸籍
- ③ 受給権者（被相続人）と請求者（相続人）との続柄がわかる戸籍

※改姓等している場合は、2項目以上（名と生年月日等）同一であることにより、②と③に記載されている者が同一人であると確認

※相続人が被相続人の兄弟姉妹や子の場合、2項目（双方の戸籍の父母の氏名と従前戸籍等の本籍地等）が同一であることにより、②と③に記載されている者が同一人であると確認

- ④ 請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍

（例）受給権者の兄弟姉妹が相続人請求する場合には、配偶者・子（及びその代襲相続人）・父母がいないことを証する戸籍

(4) 請求書の受付窓口

請求書の受付窓口は、相続人の居住地の市区町村です。

民法上の相続順位

	相続人	
第1順位	権利者の子 ※1	権利者の 配偶者※3
第2順位	権利者の直系尊属	
第3順位	権利者の兄弟姉妹※2	

※1 相続人である子が相続開始時に既に死亡又は相続の欠格事由に該当しているときは、その相続人の子が代襲相続人として特別弔慰金を請求することができます。その相続人の子も相続開始時に既に死亡又は欠格事由に該当しているときは、更に相続人の孫が代襲相続人（再代襲）として特別弔慰金を請求することができます。

※2 相続人である兄弟姉妹が相続開始時に既に死亡又は欠格事由に該当しているときは、その相続人の子が代襲相続人として特別弔慰金を請求することができます。ただし、上記※1の場合と異なり、再代襲はできません。

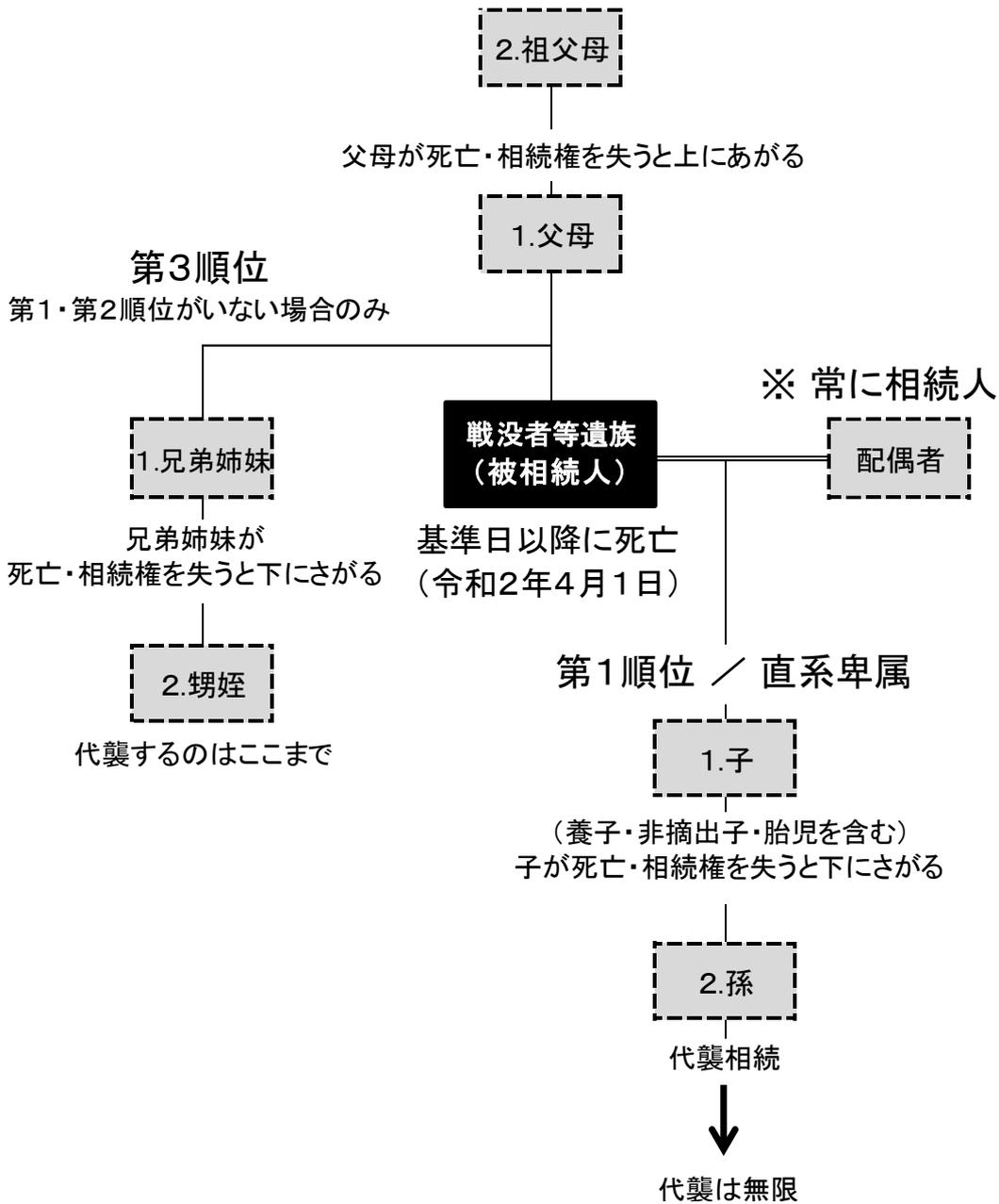
※3 配偶者はいずれの場合にも同順位の相続人となります。

(参考)

法定相続人表

第2順位 / 直系尊属

第1順位がない場合のみ



問 46 特別弔慰金の受給権の承継

特別弔慰金の受給権を有する同順位のAとBがいます。そのうちAが特別弔慰金の請求をしないまま基準日以後に死亡した場合、Aの相続人Cは特別弔慰金を請求できますか。

答

相続人Cは、死亡したAの受給権を受け継ぐことから、自己の名で死亡したAの特別弔慰金を請求することができます。また、Bと相続人Cは同順位の遺族となります。

なお、同順位者である相続人間の調整については、「問3 複数の同順位者からの請求」(P6)も参照してください。

問 47 特別弔慰金請求の再相続

特別弔慰金の受給権を有する遺族Aが、特別弔慰金を請求せずに死亡し、Aの相続人Bもまたこれを請求しないまま死亡した場合において、Bの相続人Cは特別弔慰金を請求できますか。

答

相続人Cは特別弔慰金を請求することができます。
特別弔慰金は、請求権を再相続することができます。

3 相続財産管理人からの請求

(1) 相続財産管理人

特別弔慰金の受給権を有する遺族が令和2年4月1日以降に死亡し、特別弔慰金を未請求である場合は、その者の相続財産管理人は、法定代理人として、特別弔慰金を請求することができます。

相続財産管理人は、民法第103条に定める行為（保存行為、利用行為及び改良行為）をす
る権限を有しています。保存行為とは、財産の現状を維持する行為であり、例として時効の中
断（完成猶予）があります。

特別弔慰金を請求することは、時効の中断（完成猶予）の効果があり、相続人の財産維持と
認められるため、相続財産管理人の権限内となります。

なお、民法第160条によれば「相続財産については、相続人の確定した時、管理人の選任
された時又は破産手続開始の決定があった時から6ヶ月間は時効は完成しない」と規定さ
れています。

※改正後（令和2年4月1日施行）の民法の規定によるため、括弧書きで追記しています。

(2) 相続財産管理人であることの確認書類

相続財産管理人であることの確認資料として、特別弔慰金の権利者が基準日以降に死亡して
いることが確認できる戸籍書類、相続財産管理人選任の審判書謄本又は証明書が必要です。

(3) 請求書の受付窓口

請求書の受付窓口は、相続財産管理人の居住地の市区町村です。

4 受遺者からの請求

問 48 受遺者による特別弔慰金請求

遺族 A は特別弔慰金の受給権を取得した後、未請求のまま死亡し、A の遺言により指定された受遺者により請求できますか。

答

受遺者が特別弔慰金の請求をすることはできません。

なお、国債の交付後に償還金支払場所において受遺者への記名変更はできますが、遺言内容に特別弔慰金国債が含まれると認められることが必要です。

「特別弔慰金の裁定を受けた者が死亡した場合の受遺者に対する未払償還金支払の取扱いについて」（平成 8 年 11 月 20 日社援第 180 号）を参照してください。

5 外国居住者からの請求

外国に居住する者が請求する場合には、国内に居住する代理人を選定する必要があります。

(1) 外国居住者の請求書等記入方法

特別弔慰金の請求者は、あくまで外国に居住する本人です。代理人の氏名では請求できません。従って、請求書下部の「氏名④」欄は、請求者が自分の名前を書くこととなります。

※ 印鑑等届出書の記載方法については P63 を参照。

(2) 委任状（様式 6）＜提出書類番号 17＞

次の事項に関する委任状の提出が必要となります。

- ◆ 請求者に代わって請求手続を行うこと。
- ◆ 請求者に代わって裁定通知書又は却下通知書を受領すること。
- ◆ 請求者に代わって国債を受け取ること。
- ◆ 請求者に代わって国債の償還金を受領すること。

(3) 請求書の受付窓口

請求書の受付窓口は、代理人の居住地の市区町村です。

受任者（代理人）の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の提示を求めてください。

6 法定代理人・相続人・外国居住者の請求書等の記入（整理表）

請求書を提出する者 記入欄		成年後見人等	相続人	相続財産管理人	外国居住の代理人
請求書	請求者氏名	権利者(被成年後見人等)氏名	相続人氏名	死亡した元の権利者氏名	権利者氏名
	請求者住所	権利者(被成年後見人等)住所	相続人住所	死亡した元の権利者住所	権利者の外国住所 (カタカナ又は漢字表記)
	償還金支払場所	任意の郵便局等	任意の郵便局等	任意の郵便局等	任意の郵便局等
	被相続人	—	死亡した元の権利者	死亡した元の権利者	—
	代理人等氏名	成年後見人等氏名	—	相続財産管理人氏名	代理人氏名
	代理人等住所	成年後見人等住所	—	相続財産管理人住所	代理人の国内住所
	下欄の「請求します。」の氏名	成年後見人等氏名	相続人氏名	相続財産管理人氏名	権利者氏名
印鑑等届出書	償還金支払場所	任意の郵便局等	任意の郵便局等	任意の郵便局等	任意の郵便局等
	住所	成年後見人等の住所	相続人住所	相続財産管理人住所	一段目: 権利者の外国住所 (カタカナ又は漢字表記) 二段目: 代理人の国内住所
	氏名	権利者(被成年後見人等)氏名 成年後見人(肩書き) 成年後見人等氏名	相続人氏名	死亡した元の権利者氏名 相続財産管理人(肩書き) 相続財産管理人氏名	一段目: 権利者氏名 二段目: 代理人氏名
	印鑑	成年後見人等の印	相続人の印	相続財産管理人の印	一段目: 権利者印 二段目: 代理人印

※親権者の場合は成年後見人等を読み替える。

※印鑑等届出書記入例（P62～64）参照。

第5 順位変更申請

1 順位変更申請

(1) 順位変更申請の条件

特別弔慰金を受けるべき戦没者等の遺族が令和2年4月1日において生死不明であり、かつ、その後2年以上生死不明の状態が続いている場合には、次順位者の申請により、その次順位者に特別弔慰金を支給することができます。

次順位者が同様に生死不明である場合も、更にその次順位者に支給することができます。

なお、生死不明となっている者と同順位の者がいる場合には、この順位変更によることなく、その同順位者の請求により特別弔慰金が支給されます。

問 49 生死不明と行方不明

「生死不明」とはどのような状態のことをいうのでしょうか。行方不明とは違うのでしょうか。

答

先順位者が生死不明の場合、一般的には民法の規定による失踪宣告の手續により、その法的関係を明らかにすることになりますが、特別弔慰金の時効は3年であるため、場合によっては特別弔慰金を受けることができなくなるおそれがあります。そこで、このような事態を避けるために、先順位者が生死不明であれば特に失踪宣告を受けていなくても順位を変更することができる制度（特弔法第2条の3）が設けられたものです。

ここでいう「生死不明」とは、民法第30条第2項に規定する「特別失踪」（船舶の沈没や地震、洪水等の危難に遭遇し行方不明になったとき等）に該当する場合等をいいます。

※ 「行方不明」は、所在が不明である状態をいい「生死不明」とは異なりますので、順位変更の対象にはなりません。

(2) 失踪宣告と順位変更申請

民法による失踪宣告により、「行方不明であった者」が死亡したとみなされた場合に、死亡したとみなされた日が基準日前であったときは「基準日前の死亡」ということとなりますので、特別弔慰金の受給権は発生しないこととなります。言い換えれば、このケースの場合は、ここでいう順位変更手続は不要となります。

逆に、死亡したとみなされた日が基準日以後であったときは、死亡したとみなされた者は基準日において生存していたこととなりますので、その者が特別弔慰金の受給権を取得することとなります。従って、この場合は相続の問題となります。

なお、失踪宣告の申立てに対し、家庭裁判所の審判がなされていない時点であっても、特別弔慰金を受ける権利が時効により消滅することを避けるために、場合によってはその請求を促す必要があります。

2 順位変更申請の手続

順位変更申請を行おうとする者は、厚生労働大臣宛てに「特別弔慰金順位変更申請書」（様式8）を提出する必要があります。

申請書は請求書に添付するよう求めてください。つまり、請求と同時に順位変更申請を行うこととなります。

この順位変更申請書には、先順位者が令和2年4月1日において生死不明であり、かつ、同日以降引き続き2年以上生死不明であることが分かる書類の添付を求めてください。

具体的には、「生死不明であることについての経緯に関する申立書」（様式適宜）を提出することとされていますが、生死不明になったときの事情についての公的証明が得られるものは、なるべくその証明の添付を求めてください。

順位変更申請書を伴う請求書類は、裁定都道府県から厚生労働大臣宛てに提出してください。

なお、この申請は令和4年4月1日以降に厚生労働大臣に対して行うべきものですが、特別弔慰金の請求に係る時効はそれから3年ではありません。従って、順位変更申請書を伴う場合は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に特別弔慰金の請求書を提出することになりますので、格別の注意が必要です。

問 50 遺族が死亡と承知している場合

先順位者について、遺族が墓碑等により死亡と承知している場合は、どのような手続が必要ですか。

答

先順位者について、遺族が墓碑等により死亡と承知している場合は、「生死不明」ではありませんので、順位変更申請を行う必要はありません。

戸籍により先順位者の死亡が確認できない場合は、「死亡していることの申立書（様式適宜）」及び「申立を証明する資料（墓碑の写真等）」の提出を求め、裁定都道府県において内容審査の上、裁定処理して差し支えありません。

第6 時効と時効失権防止対策

1 時効

特別弔慰金を受ける権利は、3年間請求を行わないと時効により消滅します。

平成27年改正（令和2年4月1日施行分）の特別弔慰金の時効は、令和5年4月1日に完成するため、請求書の提出期限はその前日の令和5年3月31日となります。

なお、平成27年改正（令和2年4月1日施行分）よりも前に支給された特別弔慰金については、全て時効が完成しています。

問51 戦時死亡宣告を受けた場合の時効

最近になって戦時死亡宣告を受けた者がいますが、こういう場合の時効はどうなっているのでしょうか。

答

戦時死亡宣告の場合は、その「確定の日の翌日」から時効が進行します。例えば戦没者等が「昭和21年1月1日に死亡したものとみなす」という戦時死亡宣告が「令和2年9月1日に確定した」とすれば、時効期間は令和2年9月2日から3年間となります。

この場合は、平成27年改正（令和2年4月1日施行分）以前に支給された以下の特別弔慰金の時効も令和2年9月2日から進行することになりますので、他の要件を満たせばこれらの特別弔慰金も受けることができます。

種類	発行	内容	基準日
特別弔慰金国債	昭和40年	額面3万円、10年償還の国債	昭和40年4月1日
第二回特別弔慰金	昭和50年	額面20万円、10年償還の国債	昭和50年4月1日
第四回特別弔慰金国債	昭和60年	額面30万円、10年償還の国債	昭和60年4月1日
第六回特別弔慰金国債	平成7年	額面40万円、10年償還の国債	平成7年4月1日
第八回特別弔慰金国債	平成17年	額面40万円、10年償還の国債	平成17年4月1日
第十回特別弔慰金国債	平成27年	額面25万円、5年償還の国債	平成27年4月1日

なお、戦没者等の身分、戦没者等との親族関係等によって法律の適用が上記と異なる場合があります。また、死亡とみなされた日が昭和40年4月1日以後である場合には、基準日に関する特例措置がある場合があります。従って、戦時死亡宣告を受けたケースの場合には、適用の可否、該当する改正法等について、確認する必要があります。

2 時効失権防止対策

特別弔慰金に限ったことではありませんが、時効による失権者が生じないように、都道府県と市区町村におかれては、日頃から広報による特別弔慰金制度の周知徹底、戦没者遺族相談員の活用や行政相談等による未請求権利者の発掘、未請求リスト等の活用による未請求者の把握と個別のお知らせ等を積極的に行い、時効失権防止対策を十分に講じることが肝要です。

なお、厚生労働省としても、時効失権防止対策として、様々な手段により、特別弔慰金の制度の周知を実施しています。

第4章 特別弔慰金の裁定

第 1 審査・裁定事務

1 審査・裁定の基本的手順

都道府県における審査・裁定は、基本的に次の手順で行います。

- ① 請求書類の受付・点検処理
- ② 裁定機関への進達（裁定機関が他都道府県の場合）
- ③ 審査（必要に応じて調査・照会の実施、不備の補正）・裁定
- ④ 裁定処理（通知書作成、厚生労働省への裁定報告処理）

以下、この手順に沿いながら各処理に関する留意事項について説明します。

2 請求書類の受付・点検処理

居住地都道府県は、居住地市区町村から請求書類の送付を受けた時は、市区町村の受付印が押印されていることを確認の上、都道府県の受付印を押印し、速やかに援護システムに「受付入力」及び「請求書入力」をします。

これにより、自動的に統計に計上され、受付状況等の検索が可能になります。

また、「請求書入力」により戦没者等情報及び請求者情報をシステム上で繋げておくと、他の都道府県において別の請求者情報を同じ戦没者等情報と繋げようとした場合、システム上で重複請求である旨が表示され、重複裁定を防止することができます。

◆ 請求書の「請求者区分」欄について

- ・「前回受給者」が選択されている場合

「請求書入力」を行う際に、前回受給者の氏名及び前回通知書記号番号等の情報が確認できるため、請求書の請求者区分欄が正しく選択されていない場合は、居住地都道府県において修正を行い、修正したことが明らかになるよう「〇〇により確認済」等のゴム印の押印等を行うとともに、請求書裏面の「(自治体使用欄)」に必要事項を記入してください。

- ・「平成 27.4.1～令和 2.3.31 に年金受給者が失権」が選択されている場合

平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に年金受給者が死亡等したことにより、特別弔慰金の請求書が提出された場合は、国から令和 2 年 5 月頃に送付予定の「公務扶助料等失権者リスト」による受給情報の確認が必要です。

上記のリストに当該受給者が登載されていることを確認し、当該受給者の氏名、証書記号番号等を請求書裏面の「(自治体使用欄)」に記入した上で、請求書入力を行ってください。

公務扶助料等受給者が死亡したことの確認は、提出された戸籍書類により行ってください。

◆ 印鑑等届出書について

記載事項が正しく記入されていない場合又は印鑑の押印が正しく訂正されていない場合は、居住地都道府県において修正を行い、修正したことが明らかになるよう訂正印（又は確認印）のゴム印の押印等を行ってください。

また、請求者が訂正した部分について、内容確認の上、居住地都道府県の訂正印（又は確認印）の押印等を行ってください（P64～66 参照）。

★ 援護システムの「進捗状況の確認機能」（新設）により、個々の請求者の処理状況を「進捗管理台帳」で確認すること、また、裁定都道府県と居住地都道府県いずれの立場でも、「進捗管理簿」を CSV で出力することができます。請求者からの照会対応や、市区町村単位での進捗状況確認に積極的に活用してください。

★ なお、援護システムの補正管理の機能を使用すると、補正の状況も進捗管理台帳及び進捗管理簿に反映されます。（P99 参照）

3 システム入力時の注意事項

(1) 入力文字について

- ① 氏名、住所、償還金支払場所については、請求書、印鑑等届出書及び国債発行請求内訳書（システム入力文字）が同じ文字であることを必ず確認してください。
- ② 氏名については、特に新・旧・略字体について合わせるようにしてください。
- ③ 請求書類の氏名は、戸籍の文字と一致することが原則ですが、印鑑等届出書及び請求書に記載されている文字が、一般的に使用されている略字の場合（例：恵→恵）は、都道府県がシステム入力する文字も当該略字に合わせて差し支えありません。
- ④ 外国居住者の住所を入力する際は、必ず日本語（漢字・カタカナ全角）で入力してください。また、国債発行請求内訳書の住所記載欄に不要なスペースが表示されるのを避けるため、改行しないで続けて入力してください。

(2) 戦没者等情報について

- ① 前回受給記録がある場合には、必ず援護システムに登録されている「戦没者等」を呼び出して請求書入力を行う必要があります。これは、重複請求をチェックするのに役立ちます。
- ② 過去に特別弔慰金を受給した遺族がいるとの記載が請求書にない場合であっても、「戦没者等」としてシステムに登録されていないか確認する必要があります。
- ③ 戦没者等検索を行う場合は、過去の入力項目に漏れや誤りがある場合、漢字の表記の相違で一看すると別人と判断される場合もあるので、注意してください。

- ④ 新規対象者（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに年金等を失権したことによる新規請求）については、戦没者等の特定方式は必ず「恩給証書記号番号」又は「援護年金証書記号番号」を選択し、該当の証書記号番号を入力してください。

(3) 償還金支払場所について

国債の償還金を受け取ることができるのは、日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行の本店、支店、出張所、郵便局（一部例外を除く））に限られています。

具体的にどの銀行が該当するかは以下の日本銀行のホームページから確認できます。

<http://www.boj.or.jp/about/services/kokko/>

令和元年 10 月末現在の日銀ホームページの表記により説明すると、次のとおりです。

- ① 代理店は「一般代理店一覧」（令和元年 9 月末現在 425 店舗の市中銀行）
- ② 国債代理店は「国債代理店一覧」（令和元年 7 月末現在 167 店舗の市中銀行）及び「歳入代理店一覧」上のゆうちょ銀行（一部郵便局及び簡易郵便局を除く）
- ③ ゆうちょ銀行のうち償還金支払をできない郵便局は、歳入代理店一覧上の「ゆうちょ銀行」として掲載された店舗のうち、住所欄に「国債に関する事務の取扱いなし」と記載のある店舗及び「歳入復々代理店（簡易郵便局）」です。これらの店舗では**記名国債業務の取扱いはしていません。**

歳入代理店一覧

*は歳入復代理店、**は歳入復々代理店

金融機関等名		店舗名	住所
ゆうちょ銀行		仙台支店	宮城県仙台市青葉区一番町 1-3-3
ゆうちょ銀行	*	館山郵便局	宮城県伊具郡丸森町館山長内 64-2
ゆうちょ銀行	*	富谷明石台郵便局	宮城県富谷市明石台 6-1-417 (国債に関する事務の取扱いなし)
ゆうちょ銀行	**	吹上簡易郵便局	宮城県岩沼市大昭和 4-15

取扱い不可

取扱い不可

※ 第十回特別弔慰金の償還金支払場所の 99.97%はゆうちょ銀行又は郵便局を指定しています。市中銀行で記名国債業務を取扱っている店舗は非常に限定されているため、多くは郵便局を指定することになります。

なお、日本郵便株式会社ホームページにおいて案内されている各郵便局における国債の取扱いについては、記名国債業務の取扱いが可という意味ではなく、個人向け国債等の取扱いを行っているという意味であるため、注意してください。